

議案第 2 号

三鷹市下水道事業審議会条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市下水道事業審議会条例

(目的及び設置)

第1条 下水道事業の円滑な運営及び下水道使用料の適正な執行を図るため、市長の附属機関として、三鷹市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 下水道事業の計画及び運営に関する事項
- (2) 下水道事業が徴収する下水道使用料に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員15人以内で組織する。

- (1) 一般市民 7人以内
- (2) 学識経験者 8人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は委員としての資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部水再生課において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(三鷹市使用料等審議会条例の廃止)
- 2 三鷹市使用料等審議会条例(昭和47年三鷹市条例第20号)は、廃止する。
(三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 3 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和27年三鷹市条例第68号)の一部を次のように改正する。
第2条第26号を次のように改める。
(26) 下水道事業審議会委員
別表第2 使用料等審議会委員の項中「使用料等審議会委員」を「下水道事業審議会委員」に改める。

提案理由

下水道事業の円滑な運営及び下水道使用料の適正な執行を図ることを目的に、市長の附属機関として、三鷹市下水道事業審議会を設置するため、本案を提出します。

議案第3号

三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月26日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業委員会の項中「45,000円」を「66,000円」に、「40,000円」を「51,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

農業委員会会長及び委員の報酬月額を改めるため、本案を提出します。

議案第4号

三鷹市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月26日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

三鷹市職員特殊勤務手当支給条例（平成元年三鷹市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第5号

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月26日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者（以下「特定同一世帯所属者」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に同法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、「同法第703条の4第10項第1号に規定する」及び「（以下「特定同一世帯所属者」という。）」を削り、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第3項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「地方税法第703条の5に規定する総所得金額」の右に「及び山林所得金額」を加え、「、「地方税法」を「「地方税法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附則第16項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関

に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三鷹市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第6号

三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月26日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例

三鷹市介護福祉条例（平成12年三鷹市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「高齢者保健福祉計画」を「高齢者計画」に改める。

第10条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「28,800円」を「34,500円」に改め、同項第2号中「44,400円」を「45,300円」に改め、同項第3号中「46,800円」を「50,400円」に改め、同項第5号中「69,000円」を「70,800円」に改め、同項第6号中「77,400円」を「79,800円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を、「控除して得た額」の右に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「86,400円」を「89,400円」に改め、同号ア中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「97,200円」を「100,800円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「103,200円」を「111,600円」に改め、同号ア中「300万円以上」を「320万円以上」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「114,000円」を「127,200円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「126,000円」を「140,400円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「134,400円」を「154,800円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「144,000円」を「170,400円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「156,000円」を「186,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の右に「、次号イ又は第16号イ」を加え、同項第15号中「159,600円」を「212,400円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 196,800円

ア 合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者

を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 207,600円

ア 合計所得金額が3,000万円以上5,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第10条第2項及び第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、46,800円とする。

第12条第3項中「若しくは第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ若しくは第16号

イ」に、「第14号まで」を「第16号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の三鷹市介護福祉条例第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

第1号被保険者の保険料に係る所得段階を見直し、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料の額について定めるとともに、保険料の軽減措置を拡充するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第7号

損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月26日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について

東京地方裁判所に提起された損害賠償請求事件について、東京地方裁判所から和解勧告を受け、下記のとおり、これに合意し和解する。

記

1 原告

埼玉県さいたま市在住者

2 事件の概要

この事件は、三鷹市を被告として、平成29年10月に東京地方裁判所に提起された損害賠償請求事件である。

訴えの内容は、平成18年に三鷹市を退職した原告が、公務の遂行に伴う疲労や心理的負担が過度に蓄積して心身の健康を損なった原因は、市が公務及び心理的負担を軽減すべき安全配慮義務に違反したため等であり、それにより1億564万2,253円の損害が生じたとして、その損害賠償を被告に求めたものである。

3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、1,000万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和3年4月末日限り、原告の指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払う。
ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告が被告の公務に起因して精神疾患を発症したことに関する原告の被告に対する国家賠償法1条1項、民法709条又は安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求に関しては、原告と被告との間には、将来分を含めて、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 原告及び被告は、本件解決金が、将来支給されるものを含め、地方公務員災害補償法に基づく補償（福祉事業を含む。以下同じ。）、公務等障害共済年金、厚生年金その他の年金による給付とは別に支払われるものであることを相互に確認する。
- (6) 原告及び被告は、三鷹市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和63年三鷹市条例第32号）に基づく見舞金の支給については、その可否を含めて、当該事例が発生した時点において、本件和解とは別途、判断されるものであることを念のため相互に確認する。
- (7) 被告は、今後とも公務災害の予防に努めるとともに、地方公務員災害補償

法に基づく補償、傷病手当金、障害共済年金等の制度について、職員に周知し適切な対応に努めるものとする。

(8) 訴訟費用は各自の負担とする。

提案理由

東京地方裁判所に提起された損害賠償請求事件について、東京地方裁判所から和解勧告を受け、これに合意し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで省略)

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(以下省略)

議案第8号

令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第12号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月26日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第9号

令和2年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月26日

提出者 三鷹市長 河村 孝

議案第 10 号

令和 3 年度三鷹市一般会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 11 号

令和 3 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 12 号

令和 3 年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 13 号

令和 3 年度三鷹市介護保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 14 号

令和 3 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 15 号

令和 3 年度三鷹市下水道事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝